

公益社団法人大阪府看護協会  
推薦に関する規程

(令和5年7月14日改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）定款細則第19条の規定に基づき、役員及び推薦委員（以下「役員等」という。）の候補者の推薦を公正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(推薦基準)

第2条 役員等を推薦するに当たっては、以下の基準に該当することを要件とする。

- (1) 本会の目的達成のための活動に積極的に取り組み、任務を遂行できる者
- (2) 本会が定めた会議に出席できる者
- (3) 監事については、法人の業務運営に一定の知見を有する者又は会計制度に一定の知見を有する者若しくは関係法令に一定の知見を有する者であって、看護の発展に深く関心を寄せている者

第2章 推薦委員会

(推薦委員の選任)

第3条 推薦委員会の委員（以下「推薦委員」という。）は、総会において正会員から選出し選任する。

(推薦委員の任期)

第4条 推薦委員の任期は、選任された通常総会の終結の時から次年度の通常総会の終結の時までとする。

(推薦委員の資格喪失)

第5条 推薦委員が役員等の候補者となったときは、その資格を喪失する。

(推薦委員会の組織)

第6条 推薦委員会は、推薦委員をもって組織する。

- 2 推薦委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって決する。
- 3 役員等は、推薦委員を兼ねることができない。

(推薦委員会の任務)

第7条 推薦委員会は、公明かつ適正な推薦に配慮しなければならない。

2 推薦委員会は、次の各号に定める手続により、役員等の候補者を推薦する任務を行うものとする。

- (1) 改選する役員等の種類と人数の確認
- (2) 本会への推薦依頼文書の発送
- (3) 推薦書の受理
- (4) 必要時における再度の推薦依頼
- (5) 被推薦者の推薦承諾の確認
- (6) 候補者名簿の作成
- (7) 確定した推薦候補者名簿の選挙管理委員会への提出

(改選する役員等の種類と人数)

第8条 会長は、通常総会の終了後、遅滞なく、次年度の通常総会において改選することとなる役員等の種類と改選数を確認し、推薦委員会及び選挙管理委員会へ通知するものとする。

### 第3章 候補者推薦等

(本会への推薦依頼)

第9条 推薦委員会は、通常総会が開催される前年の10月までに、文書にて本会へ推薦を依頼するものとする。

- 2 依頼に当たっては、推薦書の受理期間を明示しなければならない。
- 3 推薦書の受理期間後、役員等の種類ごとに、推薦書を受理した人数が改選定数に満たない場合は、再度推薦を依頼するものとする。

(本会による候補者推薦)

第10条 本会が候補者を推薦するときは、別紙様式(1)に必要事項を記入の上、所定の期間内に推薦委員会へ提出しなければならない。

(本人承諾)

第11条 候補者を推薦するに当たっては、予め本人の承諾を得なければならない。

(候補者の確定)

第12条 推薦委員会は、総会開催の3箇月前までに推薦する候補者を確定するものとする。

(候補者名簿の提出時期)

第13条 推薦委員会は、推薦候補者として確定した役員等につき、役員等の種類ごとに、五十音順で記載した一覧表を推薦候補者名簿として、総会の2箇月前までに選挙管理委員会へ届け出るものとする。

#### 第4章 補則

(代議員及び予備代議員の推薦)

第14条 公益社団法人日本看護協会から委託を受けて行う代議員及び予備代議員選出に係る推薦の事務は、本規程を準用し、推薦委員会が管理するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 前項の施行日において推薦委員である者の任期は、第5条の規定にかかわらず、施行日以後に開催される通常総会の終結の日までとする。

附則

この規程は、平成27年7月10日から施行し、適用する。

附則

この規程は、令和5年7月14日から施行し、適用する。